

阿武町アウトドア用品調達仕様書

1 件名

阿武町アウトドア用品購入事業

2 調達の目的

まちの縁側拠点施設A B Uキャンプフィールドにアウトドア用品を設置し、利用者が利用することで、施設の滞在性を高め、地域内生産物の消費を拡大し、施設の効果を促進する。

3 調達物品

(1) 調達数及び仕様

屋外でのキャンプ等で使用する物品を想定し、詳細は「別紙1」のとおりとする。

(2) 納入期限

令和3年3月31日（水）までとする。

(3) 納入場所

阿武町役場まちづくり推進課（阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地）

4 導入にかかる概要及び基本的条件

(1) 納入する物品は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。

(2) 物品の仕様を厳守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。

(3) 見積額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（物品調達、搬出・搬入等一式）にかかる費用を含むこと。

5 物品の搬入・設置

(1) 物品の搬入・設置に係る要件については、阿武町まちづくり推進課と協議の上進めること。

(2) 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、施設管理者と協議の上対応すること。

(3) 物品の導入の際に出た不要な梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。

6 提出資料

次の表に記載された資料を、機器等納入時に提出すること。

No.	提出資料	提出先
1	物品一覧表（電子媒体）	阿武町役場まちづくり推進課
2	物品の取扱説明表（電子媒体又は紙媒）	同上

	体 2 部)	
3	納入物品の保証書	同上

7 契約不適合責任

本業務で、正当な理由無く仕様に達していないことが判明した場合には、発注者と協議の上、誠意を持って対応すること。

8 その他

- (1) 受託者は、契約者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないように十分配慮をすること。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うものとする。